諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和5年6月15日(令和5年(行情)諮問第511号)

答申日:令和6年1月18日(令和5年度(行情)答申第606号)

事件名:行政文書ファイル「平成22年度 宿舎設置計画等決裁文書」につづ

られた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書28(以下、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その全部又は一部を開示した各決定は、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月16日付け防官文第1 1712号及び令和4年3月25日付け同第5167号により防衛大臣 (以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った開示決定及び一部開 示決定(以下,順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処 分」という。)について、原処分の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分1関係

ア 全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める。

平成24年度(行情)答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすること」を求めるものである。

イ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

(2) 原処分2関係

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示(部分不開示)の 範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24 頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明 確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が 求められる。

ウ (1) イと同じ

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので,文書の特定に漏れがないか,念の ため確認を求める。

オ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当 する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年12月16日付け防官文第11712号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和4年3月25日付け防官文第5167号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書28について、法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分(原処分1及び原処分2)に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年5か月及び約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- (2)審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、 本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を 保有していない。
- (3)審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が 生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文 書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文 書の一部が同条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当するこ とから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開 示している。
- (4)審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不 開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分 は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に 不備はない。
- (5)審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6)審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、 法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらない。
- (7)以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

- ③ 同年7月7日 審議
- ④ 同年12月8日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和6年1月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分 庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一 部を法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不 開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。
 - ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成22年度 宿舎設置計画等決裁文書」につづられている文書(行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成(取得)時期:2010年4月1日、文書分類(大):人事教育、文書分類(中):厚生、文書分類(小):公務員宿舎)である。原処分を行った経緯は、上記第3の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、上記第3の3(2)において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。
 - イ また、当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書 28 (本件対象文書) が管理されていることを確認し、その他につづ られている文書はなかった。
 - ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舎企画 室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、 本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認する ことはできなかった。

(2) 検討

ア 上記(1) アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をして e - G o v (電子政府の総合窓口) の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記(1) アの説明に符合することが認められる。上記(1) ア及びイの諮問庁の説明には、特段不自

- 然,不合理な点はなく,これを覆すに足りる事情も認められない。 諮問庁の上記(1)ウの探索の範囲等について,特段の問題がある ものとは認められない。
- イ そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保 有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、 他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認めら れない。
- ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に 該当する文書を保有しているとは認められない。
- 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について,諮問庁は,上記第3の2のとおり説明するので(ただし,諮問庁は,当審査会の問合せに対して,別表番号3中の文書25の不開示とした部分については,「1枚目の件名及び2枚目の一部」の誤記である旨説明した。),当審査会において本件対象文書を見分したところにより,以下検討する。

- (1) 別表番号1に掲げる不開示部分について
 - ア 標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の起案者、決裁者及び担当者 並びに関係省庁の職員の氏名、官職等並びに個人の印影が記載されて いると認められる。
 - イ 標記不開示部分を不開示とする理由について,当審査会事務局職員 をして更に確認させたところ,諮問庁は,おおむね以下のとおり補足 して説明する。

当該不開示部分については、これらを開示すると、本件においては、 特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性 があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権 利利益を害するおそれ、更には宿舎に関する業務や各職員の異動先 の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業 務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開 示とした。

- ウ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記イの諮問庁の説明は、否定することまではできない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (2) 別表番号2に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊及び関係省庁の職員の内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、公務員宿舎の名称及び所在に関する情報等が記載されていると認められるが、それらの一部には、「宿舎廃止に関する調書」に掲載されていたり、処理方針が「売払」や「廃止」等とされている公務員宿舎も含まれているので、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、当該不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分に記載されている公務員宿舎については、その一部のみが廃止等されていても、当該公務員宿舎の全部が廃止等されたものではない旨補足して説明する。

諮問庁の上記補足説明を覆すに足りる理由はないので、その内容も踏まえて検討するに、標記不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分については、これらを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体及び財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪を誘発させるおそれがある旨の諮問庁の説明(別表番号3の「不開示とした理由」部分)を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、標記不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分に記載された公務員宿舎ついては、諮問庁によれば、原処分時において、既に廃止となっていた宿舎であるとのことであり、当該不開示部分を公にしたとしても、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体及び財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪を誘発させるおそれがあるとは認められないことから、当該不開示部分は、法5条4号に該当せず、開示すべきである。

(4) 別表番号4に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、無料宿舎(国家公務員宿舎法施行令9条2号該当)を貸与する対象職員に係る職員数、参集要因種別ごとの参集人員数、居住区分が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、

自衛隊の緊急参集態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂 行に支障を生じさせるおそれがある旨の諮問庁の説明(別表番号4の 「不開示とした理由」部分)を否定することはできない。

したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表番号5に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、教育訓練、装備品、施設の配置、防衛力の整備、機能、規模及び構造等に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これらを公にすることにより、防衛省・自衛隊の態勢、能力、装備品の質的能力、防衛体制等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表番号6に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、宿舎管理人、宿舎管理担当者及び特定法人職員の氏名が記載されていると認められる。

当該不開示部分は,法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって,特定の個人を識別できるものであると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該不開示部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことからすれば、当該不開示部分は同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

そして,標記不開示部分は,個人識別部分であるから,法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表番号7に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、特定法人の印影並びに内線番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

ア 当該法人の印影は、特定法人名を表象したものであると認められる ところ、当該法人の印影は、これが押された書類等の記載事項の内容 が真正なものであることを示す認証的機能を有するにふさわしい形状 のものであると認められる。

そうすると、これが公にされた場合には印影が偽造され悪用される ことも考えられるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当 な利益を害するおそれがあると認められることから、当該不開示部 分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

- イ また、諮問庁によれば、当該法人の内線番号及びメールアドレスは、一般に公にされていない情報であり、これを公にすることにより本来の目的以外の電話が架かることやメールを受信する可能性があるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、当該法人の業務に支障が生じ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。
- 4 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、3号、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条4号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三,委員 木村琢磨,委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

管理簿 旧管理簿

作成(取得)時期 2010年4月1日

府省名 防衛省本省

文書分類(大) 人事教育

文書分類(中) 厚生

行政文書ファイル名 平成22年度 宿舎設置計画等決裁文書

2 (本件対象文書)

- 文書1 「各省各庁所管財産の実態監査の実施の取扱いについて」別紙様式4の提出について(報告)(事務連絡。22.5.24)(かがみのみ。)
- 文書2 平成20年度及び平成21年度宿舎設置計画の変更について(財理第1541号。平成22年4月6日)
- 文書3 ***住宅入居説明会について 他3件
- 文書4 「各省各庁所管財産の実態監査の実施の取扱いについて」別紙様式4の提出について(報告)(事務連絡。22.5.24)(かがみを除く。)他1件
- 文書 5 平成 2 2 年度宿舎設置計画について(通知) (防人厚第 7 6 6 0 号。 2 2 . 6 . 1 1) 他 6 件
- 文書 6 人事院規則等の改正に伴う宿舎関係通達の一部改正について(通知) (人厚第8514号。22.6.30)他1件
- 文書 7 地方公共団体における家庭的保育事業の実施のための公務員宿舎 の活用について(通知) (人厚第8515号。22.6.30)他 6件
- 文書8 PFI推進チーム設置要綱に規定する経理装備局長の指名する推進チーム長等について(通知)(経施第10002号。22.8.5)他1件
- 文書9 平成23年度宿舎設置計画掲上要求予定調書について(通知) (人厚第10351号。22.8.16)他9件
- 文書10 「各省各庁所管財産の実態監査の実施の取扱いについて」別紙 様式4の提出について(報告)(事務連絡。22.8.31) 他4件
- 文書 1 1 水道統計調査について(回答) (事務連絡。 2 2 . 9 . 8) 他 1件
- 文書12 平成22年度無料宿舎指定状況等調べについて(依頼) (事務 連絡。22.9.15)

- 文書13 平成20年度宿舎設置計画に伴う新設宿舎(合同宿舎)の配分 通知について(関財宿括第489号。平成22年9月17日) 他4件
- 文書14 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の策定 について(22林政利第63号。国営管第280号。平成22 年10月4日)
- 文書15 庁舎等及び省庁別宿舎整備予定一覧表について(事務連絡。2 2.10.7)
- 文書16 家庭的保育事業の実施場所として活用可能な国家公務員宿舎の情報提供依頼について(回答)(人厚第12923号。22. 10.14)他2件
- 文書17 平成20年度宿舎設置計画に伴う合同宿舎の貸与(配分)予定 について(近財宿総第343号。平成22年10月19日)
- 文書18 現に使用していない財産の取扱いについて(平成22年11月 9日。事務連絡)
- 文書19 省庁別宿舎未貸与調査について(依頼) (事務連絡。22.1 1.16)
- 文書20 平成23年度庁舎等及び省庁別宿舎の取得等調整計画について (通知) (人厚第14405号。22.11.19) 他2件
- 文書21 省庁別宿舎の廃止について(関財宿括第921号。平成23年 2月4日)他2件
- 文書22 現に使用していない財産の取扱いについて(22.12.20。 事務連絡)他1件
- 文書 2 3 平成 2 3 年度宿舎設置計画掲上要求書について (防人厚第 1 5 3 6 号。 2 3 . 2 . 1 6)
- 文書 2 4 特別借受宿舎の買取りについて(協議) (防人厚第 7 9 7 号。 2 3. 1. 2 7) 他 2 2 件
- 文書 2 5 新設合同宿舎「***住宅」の配分について(関財千統 5 第 3 9 2 号。平成 2 3 年 2 月 3 日)
- 文書 2 6 上目黒 5 丁目宿舎の廃止について(事務連絡。 2 3 . 2 . 1 5) 他 3 件
- 文書 2 7 合同宿舎の廃止について(事務連絡第1018号。平成23年 3月4日)
- 文書28 被災地域における宿舎の貸与について(通知) (事務連絡。2 3.3.17)他2件
- 3 (開示すべき部分)

文書23の77枚目及び78枚目の不開示部分

別表 (不開示とした部分及び理由)

| | 開示とした部分 | | |
|----|---------|------------------|----------------------|
| 番号 | 文書番号 | 不開示とした部分 | 不開示とした理由 |
| 1 | 文書3 | 1 枚目の出席者名 | 個人に関する情 |
| | 文書 4 | 2 枚目の一部(内線番号, FA | 報であり、これを |
| | | X番号及びメールアドレスを除 | 公にした場合、特 |
| | | <.) | 定の個人を識別で |
| | 文書 5 | 3枚目の一部(内線番号を除 | き、又は特定の個 |
| | | <.) | 人を識別すること |
| | 文書6及び | 2枚目の一部(内線番号を除 | はできないが、公 |
| | 文書 7 | <.) | にすることにより |
| | 文書8 | 2枚目の一部 | 個人の権利利益を |
| | 文書 9 | 1枚目の一部(内線番号を除 | 害するおそれがあ |
| | | <.) | るとともに,国の |
| | 文書 1 0 | 3枚目,23枚目及び27枚目 | 機関が行う事務に |
| | | のそれぞれ一部(3枚目の内線 | 関する情報であっ |
| | | 番号及びメールアドレス並びに | て、公にすること |
| | | 23枚目及び27枚目のそれぞ | により、事務の適 |
| | | れ内線番号を除く。) | 正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあ |
| | 文書 1 1 | 1枚目,5枚目,7枚目及び9 | 及はりおそれがめ ることから、法5 |
| | | 枚目のそれぞれ一部(1枚目の | 条1号及び6号柱 |
| | | 内線番号, 5枚目及び7枚目の | 書きに該当するた |
| | | それぞれ内線番号及びメールア | め不開示とした。 |
| | | ドレス並びに9枚目のメールア | |
| | | ドレスを除く。) | |
| | 文書 1 3 | 7枚目の担当者名並びに13枚 | |
| | | 目及び22枚目のそれぞれ一部 | |
| | | (13枚目のメール本文の一部 | |
| | | 及びメールアドレス並びに22 | |
| | | 枚目のメールアドレスを除 | |
| | | <.) | |
| | , 4 | 32枚目の説明者及び司会 | |
| | 文書 1 5 | 1枚目、2枚目及び4枚目のそ | |
| | | れぞれ一部(1枚目の内線番号 | |
| | | 及びメールアドレス、2枚目の | |
| | | 内線番号並びに4枚目のメール | |
| | | アドレスを除く。) | |

| | 文書 1 6 | 2枚目の一部(内線番号を除 | |
|---|--------|-----------------|----------|
| | | く。) | |
| | 文書 18 | 2枚目の一部(内線番号及びメ | |
| | | ールアドレスを除く。) | |
| | 文書 1 9 | 1枚目及び2枚目のそれぞれ一 | |
| | | 部(2枚目の内線番号及びメー | |
| | | ルアドレスを除く。) | |
| | 文書 2 0 | 1枚目の一部(内線番号を除 | |
| | | < 。) | |
| | 文書 2 1 | 4枚目の一部(内線番号を除 | |
| | | <.) | |
| | 文書 2 2 | 4枚目及び5枚目のそれぞれ一 | |
| | | 部(内線番号及びメールアドレ | |
| | | スを除く。) | |
| | 文書 2 3 | 2枚目の一部(内線番号を除 | |
| | | <.) | |
| | 文書 2 4 | 1枚目及び41枚目のそれぞれ | |
| | | 一部(内線番号を除く。) | |
| | | 82枚目及び97枚目のそれぞ | |
| | | れ一部(宿舎名,内線番号及び | |
| | | メールアドレスを除く。) | |
| | | 1110枚目の一部(内線番号及 | |
| | | びメールアドレスを除く。) | |
| | 文書 2 6 | 3枚目の一部(内線番号を除 | |
| | | | |
| | 文書 2 7 | 3枚目の一部(内線番号及びメ | |
| | 4.4.00 | ールアドレスを除く。) | |
| | 文書28 | 2 枚目の一部(内線番号を除 | |
| | | <.) | |
| 2 | 文書 4 | 2枚目の内線番号, FAX番号 | 国の機関が行う |
| | | 及びメールアドレス | 事務に関する情報 |
| | 文書 5 | 3枚目の内線番号 | であって,公にす |
| | 文書6及び | 2枚目の内線番号 | ることにより、偽 |
| | 文書 7 | | 計等の対象とさ |
| | 文書 9 | 1枚目の内線番号 | れ,緊急時あるい |
| | | | は必要な部外との |
| | | | |

| | 文書10 | 3枚目の内線番号及びメールア | 連絡・調整に支障 |
|---|--------|----------------------|-----------|
| | | ドレス並びに23枚目及び27 | を来たすなど、国 |
| | | 枚目のそれぞれ内線番号 | の機関の事務の適 |
| | 文書11 | 1枚目の内線番号, 5枚目及び | 正な遂行に支障を |
| | 7411 | 7枚目のそれぞれ内線番号及び | 及ぼすおそれがあ |
| | | メールアドレス並びに9枚目の | ることから, 法5 |
| | | メールアドレス | 条6号柱書きに該 |
| | 文書 1 3 | 13枚目及び22枚目のそれぞ | 当するため不開示 |
| | | れメールアドレス | とした。 |
| | 文書 1 5 | 1枚目の内線番号及びメールア | |
| | | ドレス, 2枚目の内線番号並び | |
| | | に4枚目のメールアドレス | |
| | 文書 1 6 | 2枚目の内線番号 | |
| | 文書18及 | 2枚目の内線番号及びメールア | |
| | び文書19 | ドレス | |
| | 文書 2 0 | 1枚目の内線番号 | |
| | 文書 2 1 | 4枚目の内線番号 | |
| | 文書 2 2 | 4枚目及び5枚目のそれぞれ内 | |
| | | 線番号及びメールアドレス | |
| | 文書 2 3 | 2枚目の内線番号 | |
| | 文書 2 4 | 1枚目及び41枚目のそれぞれ | |
| | | 内線番号 | |
| | | 82枚目, 97枚目, 98枚目 | |
| | | 及び110枚目のそれぞれ内線 | |
| | | 番号及びメールアドレス | |
| | 文書 2 6 | 3枚目の内線番号 | |
| | 文書 2 7 | 3枚目の内線番号及びメールア | |
| | | ドレス | |
| | 文書 2 8 | 2枚目の内線番号 | |
| 3 | 文書 3 | 件名並びに1枚目,3枚目,4 | 公務員宿舎の所 |
| | | 枚目,6枚目,8枚目,10枚 | 在等に関する情報 |
| | | 目, 20枚目, 21枚目, 25 | であり、これを公 |
| | | 枚目,28枚目,34枚目及び | にすることによ |
| | | 37枚目のそれぞれ一部(1枚 | |
| | | 目の出席者名、6枚目の管理人 | 住する自衛隊員の |
| | | 名及び10枚目の管理担当者名 | 身体や財産等への |
| | | を除く。) | 不法な侵害,当該 |

| | T | |
|--------|------------------|----------|
| | 13枚目ないし18枚目,23 | 宿舎への不法な侵 |
| | 枚目及び24枚目のそれぞれ全 | 入や破壊行為とい |
| | て | った犯罪行為を招 |
| 文書4 | 1枚目及び4枚目ないし6枚目 | くおそれがあるこ |
| | のそれぞれ一部 | とから、法5条4 |
| 文書 9 | 6枚目ないし14枚目のそれぞ | 号に該当するため |
| | れ一部 | 不開示とした。 |
| 文書 1 0 | 4枚目ないし15枚目のそれぞ | |
| | れ一部 | |
| 文書 1 2 | 2枚目ないし8枚目のそれぞれ | |
| | 一部 | |
| 文書 1 3 | 1枚目ないし5枚目,7枚目, | |
| | 9枚目、10枚目、14枚目な | |
| | いし20枚目,23枚目,29 | |
| | 枚目, 31枚目, 32枚目及び | |
| | 35枚目のそれぞれ一部(7枚 | |
| | 目の担当者名並びに32枚目の | |
| | 説明者及び司会を除く。) | |
| | 13枚目のメール本文の一部 | |
| | 24枚目ないし27枚目及び3 | |
| | 6枚目のそれぞれ全て | |
| 文書 1 7 | 1枚目及び2枚目のそれぞれ一 | |
| | 部 | |
| 文書 2 0 | 69枚目の一部 | |
| 文書 2 3 | 6枚目ないし13枚目,54枚 | |
| | 目ないし78枚目及び82枚目 | |
| | のそれぞれ一部 | |
| 文書 2 4 | 3枚目ないし5枚目、7枚目な | |
| | いし11枚目、55枚目ないし | |
| | 57枚目,59枚目ないし63 | |
| | 枚目、65枚目ないし72枚 | |
| | 目,77枚目ないし81枚目, | |
| | 83枚目ないし86枚目,88 | |
| | 枚目ないし92枚目,95枚 | |
| | 目, 99枚目ないし102枚 | |
| | 目, 104枚目ないし107枚 | |
| | 目,109枚目,111枚目な | |

| | Γ | | |
|---|--------|------------------------------|------------------------|
| | | いし113枚目,115枚目な | |
| | | いし119枚目、121枚目及 | |
| | | び122枚目のそれぞれ一部 | |
| | | (65枚目ないし72枚目のそ | |
| | | れぞれ文書の発簡者の印影を除 | |
| | | <.) | |
| | | 82枚目及び97枚目のそれぞ | |
| | | れの宿舎名 | |
| | 文書 2 5 | 件名並びに1枚目及び2枚目の | |
| | | それぞれ一部 | |
| 4 | 文書10 | 29枚目及び30枚目のそれぞ | 無料宿舎対象者 |
| | | れ一部 | に係る情報であ |
| | | | り、自衛隊の緊急 |
| | | | 参集態勢が推察さ |
| | | | れ、防衛省・自衛 |
| | | | 隊の任務の効果的 |
| | | | な遂行に支障を生 |
| | | | じさせるおそれが |
| | | | あることから、法 |
| | | | 5条3号に該当す |
| | | | るため不開示とし |
| | | | た。 |
| 5 | 文書 2 0 | <u> </u> 9枚目ないし11枚目のそれぞ | ^_。 施設の配置,機 |
| 3 | 人官20 | | |
| | | れ一部 | 能及び構造等に関 する情報であり、 |
| | | | , = ,,, ,, |
| | | | これを公にするこ |
| | | | とにより、当該施 |
| | | | 設の防衛能力が推 |
| | | | 察され、自衛隊の |
| | | | 任務の遂行に支障 |
| | | | を及ぼし, ひいて |
| | | | は我が国の安全が |
| | | | 害されるおそれが |
| | | | あることから,法 |
| | | | 5条3号に該当す |
| | | | るため不開示とし |
| | | | た。 |

| 6 | 文書3 | 6枚目の管理人名及び10枚目 | 個人に関する情 |
|---|--------|----------------|-----------|
| | | の管理担当者名 | 報であり、これを |
| | 文書 2 4 | 96枚目の一部(内線番号及び | 公にした場合、特 |
| | | メールアドレスを除く。) | 定の個人を識別で |
| | | | き,又は特定の個 |
| | | | 人を識別すること |
| | | | はできないが,公 |
| | | | にすることにより |
| | | | 個人の権利利益を |
| | | | 害するおそれがあ |
| | | | ることから, 法5 |
| | | | 条1号に該当する |
| | | | ため不開示とし |
| | | | た。 |
| 7 | 文書 2 4 | 39枚目,65枚目ないし72 | 法人等に関する |
| | | 枚目及び76枚目のそれぞれ文 | 情報であり、公に |
| | | 書の発簡者の印影並びに96枚 | することにより, |
| | | 目の内線番号及びメールアドレ | 法人その他の団体 |
| | | ス | の権利及び正当な |
| | | | 利益を害するおそ |
| | | | れがあることか |
| | | | ら、法5条2号イ |
| | | | に該当するため不 |
| | | | 開示とした。 |